

総務常任委員会会議録

令和5年11月28日

寒川町議会

出席委員 黒沢委員長、茂内副委員長
山田委員、柳田委員、山上委員、青木委員、小泉委員、岸本委員
天利議長

説明者 野崎総務部長、青木人事課長、高橋副主幹、三澤副主幹、遠藤副主幹
案 件

(付託議案)

1. 議案第69号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
2. 議案第70号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

午前10時00分 開会

【黒沢委員長】 皆さん、改めまして、おはようございます。本会議の休憩中ではありますが、ただいまより総務常任委員会を開催させていただきます。

本日の案件につきましては、付託議案2件となります。次第のとおり進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明していただき、質疑、討論、採決の順で進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、執行部入室まで、暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第69号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案につきまして説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、おはようございます。本会議場での提案説明に続きまして、よろしくお願いいたします。これから審査をお願いする2つの議案につきましては、職員の期末勤勉手当の基準日が12月1日ということを踏まえまして、本日の審査をお願いする流れとなっております。

それでは、付託議案1の議案第69号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についての審査をお願いいたします。

つきましては、青木人事課長よりご説明を申し上げます。

【黒沢委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 それでは総務部人事課より、議案第69号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

なお、説明は、先ほど本会議の中で総務部長よりご説明をさせていただきました内容と重複する部分もございますが、ご理解賜りますようお願いいたします。

当議案につきましては、提案理由のとおり、国家公務員の給与に関する人事院からの報告を踏まえたものとなりますが、令和5年については、人事院が毎年4月から6月にかけて実施いたします民間給与実態調査を踏まえまして、8月7日に勧告がなされ、11月17日に国家公務員の給与法改正案が可決、成立されているところでございます。

人事院勧告の概要といたしましては、月例給では、民間給与が公務員給与を0.96%、金額にしまして3,869円上回っている状況があることから、その官民較差を解消するため、俸給表の引上げを行うこととされており、具体的には全階級を通した平均改定率を1.1%の増とする中、大卒初任給では約6%の増となる1万1,000円程度の引上げを行うことなど、若年層に重点を置いた勧告がなされております。

さらに、期末勤勉手当では民間の支給状況に見合うよう、期末手当と勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月、合わせて年間で0.1月引き上げ、現行の支給月数4.4月から4.5月とするよう勧告がなされております。

以上が、令和5年人事院勧告の概要でございます。

それでは、条例改正の内容について、新旧対照表でご説明をいたします。タブレット資料については、ファイル番号01、議案第69号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についての32分の16ページ、新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は、第1条から第4条までの条立ての改正方法を取っております。改正条例の第1条関係は、寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

最初に、第5条第8項の改正は、このたびの人事院勧告に基づく改正ではありませんが、60歳に達した職員は、通常の勤務成績では昇給しないものとする昇給の抑止について定めた規定でございまして、条文中、年齢60歳に達した日以後に在籍する職員を、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に在職する職員に改めるものでございます。これは60歳に達した日という誕生日を基準として適用した場合、昇給月が1月であることから、同一年度内に60歳を迎える職員に対し、昇給抑止の適用に不公平が生じてしまうため、その是正を図るものでございます。

続きまして、ここからが人事院勧告を踏まえた改正になりますが、第17条第2項の改正は、一般職の職員の期末手当の支給率、100分の120を100分の125に改め、0.05月引き上げるものでございます。また、同条第3項では、第2項で規定しました一般職の期末手当の支給率を、定年前再任用短時間勤務職員の支給率に読み替えるものですが、条文中の一般職の支給率、100分の120を100分の125に改めるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の支給率への読替えとして、100分の67.5を100分の70に改め、0.025月引き上げるものでございます。

次に、資料は32分の17ページとなりますが、第18条第2項第1号の改正は、一般職の職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当の支給率、100分の100を100分の105に改め、0.05月引き上げるものでございます。また、第2号では、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率、100分の47.5を100分の50に改め、0.025月引き上げるものでございます。これにより、6月期と12月期を合わせた一般職職員の期末勤勉手当の年間支給月数は、4.4月から4.5月に、また、定年前再任用短時間勤務職員の6月期と12月期を合わせた期末勤勉手当の年間支給月数は、2.3月から2.35月となります。

次に、資料中段の別表第1及び別表第2の改正については、行政職給料表(1)と行政職給料表(2)の

改正でございます。資料は、32分の21ページをご覧ください。32分の21ページから26ページ上段までが行政職給料表(1)、それ以降、32ページまでが行政職給料表(2)の新旧対照表となりまして、今回の人事院勧告による引上げに伴い給料表を整理したものでございます。

続きまして、恐れ入りますが、資料は戻りまして、32分の17ページの下段をご覧ください。

改正条例の第2条関係となりますが、こちらも寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第17条第2項の改正は、先ほどの第1条関係で、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の12月期の期末手当の支給率を改正いたしますので、令和6年度以降の6月期と12月期の支給率を均等にするため、100分の125を100分の122.5に改めるものでございます。

また、同条第3項は、第2項で規定した令和6年度以降の定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当の支給率を、定年前再任用短時間勤務職員の支給率に読み替えるものとなりますが、第2項と同様に、令和6年度以降の支給率を均等にするため、条文中の定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の支給率、100分の125を100分の122.5に改めるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の支給率への読替えとして、100分の70を100分の68.75に改めるものでございます。

次に、資料は32分の18ページをご覧ください。

第18条第2項第1号の改正は、先ほどの第1条関係で、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の12月期の勤勉手当の支給率を改正いたしますので、令和6年度以降の6月期と12月期の支給率を均等にするため、100分の105を100分の102.5に改め、次の第2号においても、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率、100分の50を100分の48.75に改めるものでございます。

続きまして、改正条例の第3条関係は、寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例でございます。資料は、32分の18ページの下段から19ページにかけてをご覧ください。第7条第1項の改正は、高度の専門的な知識、経験等を有する特定任期付職員の給料表を改めるものでございます。

次に、第8条第2項の改正は、特定任期付職員の期末手当の支給率に関するもので、給与条例第17条第2項で規定された一般職の期末手当の支給率を特定任期付職員の支給率に読み替えるものとなりますが、条文中の一般職の支給率、100分の120を100分の125に改めるとともに、特定任期付職員の支給率への読替えとして、100分の165を100分の175に改め、0.1月引き上げるものでございます。

なお、現時点では、特定任期付職員の雇用はない状態となっております。

続きまして、資料は32分の19ページ下段から20ページをご覧ください。

改正条例の第4条関係は、こちらも、寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正となります。資料32分の20ページの第8条第2項の改正は、先ほどの第3条関係で、特定任期付職員の期末手当の支給率を改正いたしますので、令和6年度以降の6月期及び12月期の支給率を均等にするため、100分の125を100分の122.5に改めるとともに、特定任期付職員の支給率への読替えとして、100分の175を100分の170に改めるものでございます。

最後に、改正附則でございます。第1項では、施行期日等として、この条例は公布の日から施行することを定める一方で、第2条及び第4条の規定は、令和6年度以降の6月期と12月期を均等にするための改正規定であることから、その施行日を令和6年4月1日からとしております。

また、第2項では、給料表の改正は、令和5年4月1日に遡及して適用すること。さらに第3項では、

改正前の規定による支給については、改正後の規定による支給の内払とみなすことを定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑を受けたいと思いますが、質疑はありませんか。

柳田委員。

【柳田委員】 2点、お伺いします。

1点目なんですけど、影響額、何名の職員の方でトータルで幾らだったのか、影響額をお伺いします。2点目なんですけど、決定のプロセスの部分で、例えば国家公務員の場合だったら、国家公務員法だとか給与法に基づいて人事院勧告の下で給料が上がっていく。地方公務員の場合だと、どんなプロセスなのか。例えば、県とか政令指定都市の場合だと、人事委員会などがあると思うんですけど、町の場合だと公平委員会とかになるんですかね。そういった中で人事院勧告があつて、給与改正方針が決定されて条例になっていくのか、または何か公平委員会など、委員会とかを挟んでいるのかどうか、どういったプロセスで決定されているのか、以上2点をお伺いします。

【黒沢委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 それでは、まず1点目の影響額について、お答えいたします。

人事院勧告を踏まえた給与改定に係る影響額、純増額として申し上げますけれども、総額で3,517万3,717円となります。また、内訳につきましては、一般職が311人、再任用職員が20人、会計年度任用職員が280人で、合計611人となっております。

以上でございます。

【黒沢委員長】 三澤副主幹。

【三澤副主幹】 給与決定のプロセスについてでございます。

基本的には情勢適応の原則ということで、社会一般の情勢に適応するよう、これを改めていくというところなんですけど、国においては人事院、県においては人事委員会というものがございまして、設置のない団体におきましては、その内部決定において、国及び県などの団体の状況、あとは近隣の状況を見ながら内部決定していくという形で決定しております。

【黒沢委員長】 他に質疑はありませんか。

小泉委員。

【小泉委員】 私からも2点お伺いします。

まず1つが、現在はいないという特定任期付職員なんですけど、こちらについては、過去にいたことがあるのか。あと、将来的にはどのような方々を想定してこの制度を設けているのかという点を、まずお伺いします。

あと2点目なのですが、今回の人事院勧告の内容を見ますと、うちの町の条例改正案にはのってこなかったんですけど、いわゆるテレワークとかの職員を対象とした在宅勤務等手当というものも新設することが人事院勧告に上がったと思うんですけど、こちらを盛り込まなかった理由というのはどのような理由があるのか、お伺いできればと思います。

【黒沢委員長】 三澤副主幹。

【三澤副主幹】 1点目の特定任期付職員についてでございます。

過去においても、特定任期付職員を雇用した実績はございませんでした。将来的には専門性を有する方ということで、弁護士とか、そういう高度な専門性を有する方なので、将来的においては可能性はあるのかなというふうには考えております。

【黒沢委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 2点目のテレワークの関係でございます。

委員おっしゃるとおり、今回の人事院勧告の柱の1つとして、在宅勤務手当の新設ということで、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱水費、水道費も含めた費用負担が特に大きいことを考慮して、月額3,000円になりますけれども、在宅勤務手当を設けたということで勧告がございました。

結果的に寒川町においては、これをこの段階では導入しないという判断をしておりますけれども、こちらについては、まず寒川町の中で、庁内で、テレワークシステム、在宅勤務の制度が確立されていないという状況がございます。これまでは、まるっきり実績がないかといえばしっかりあるんですけども、やはりこれまでの在宅勤務というのは、あくまでもコロナの感染防止対策を主な目的としてやってきたものでございます。今回の人事院勧告に盛り込まれた部分については、そういった在宅勤務という制度が、社会一般的に活用されてきて、ある意味、感染防止対策というよりは多様な働き方の手段として設けられたものというふうに認識をしておりますので、そういった意味では、そういった部分での制度確立がまだされていないということから、引き続き検討課題としているところでございます。

以上でございます。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

青木委員。

【青木委員】 説明で、若年層に厚くというふうな説明があったんですけど、その若年層って幾つぐらいまでかという具体的な年齢の説明を聞きたいのと、それと、どのぐらい若年層と若年層じゃない職員さんの、厚くということなので、どのぐらいその比率が違うのかというのを知りたいんですけど、説明をよろしくお願いします。

【黒沢委員長】 三澤副主幹。

【三澤副主幹】 若年層におきましては、主に担当クラス1級から4級、大体30代前半までを厚く改定しております。金額で申しますと、大体、若年層ですと、4,000円から1万2,000円までですね。それ以上、5級以上行きますと、1,000円から2,000円台という形で改定しております。

【黒沢委員長】 青木委員。

【青木委員】 そうすると、30代前半で、先ほど柳田委員の説明ですと、611人でしたっけ、その中のうち、30代前半は何名いらっしゃるんですか。

【黒沢委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 30代が何名いるのかというご質問でございます。申し訳ございません。今現在、ちょっと手持ちに資料がございませんので、その辺については、戻れば数字はあるはずなので、後ほど

お答えする形でよろしいでしょうか。

それと、先ほどの三澤の答弁の補足という部分になりますけれども、私のご説明の中で、今回の人事院勧告の全体の平均改定率1.1%というお話をさせていただきましたが、こちらについては、あくまでも全体ということで、級別に申し上げますと、1級が5.2%、2級が2.8%、3級が1%、4級が0.4%、5級以上が0.3%ということで、こうしたことから若年層に重点を置いて、そこから改定率を低減させている形で引上げを実施しているという状況でございます。

以上でございます。

【黒沢委員長】 青木委員、今、若年層の人数の答えが出なかったんですけど、これは議決するのに影響がありますかね。早めに、大丈夫ですか。

【青木委員】 いいです。大丈夫です。

【黒沢委員長】 できるだけ早く出していただければと思います。

他に質疑はありますか。よろしいでしょうか。

以上をもって質疑を終結いたします。

続きまして、議案第70号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案について説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは続きまして、付託議案2の寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての審査をお願いいたします。

それでは、青木人事課長よりご説明を申し上げます。

【黒沢委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 それでは、引き続きまして、議案第70号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、ご説明をさせていただきます。

会計年度任用職員の給与については、類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要な知識、技術、及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきものとされているところでございます。

そこで会計年度任用職員には、条例で常勤職員と同様に2種類の給料表を設け、行政職給料表(1)では、常勤職員の行政職給料表(1)の1級及び2級の給料月額を、行政職給料表(2)は、常勤職員の行政職給料表(2)の1級の給料月額をそれぞれ規定しているところでございます。今回は、令和5年8月7日の人事院勧告を踏まえ、常勤職員の給料表を改正することから、会計年度任用職員の給料表についても同様に改正をするものでございます。

それでは条例改正の内容について、新旧対照表でご説明をいたします。タブレット資料はファイル番号02、議案第70号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての23分の15ページ、新旧対照表になりますが、そちらをご覧ください。

このたびの改正は、別表第1と別表第2の改正で、行政職給料表(1)と行政職給料表(2)の改正となります。資料の23分の15ページから18ページまでが、行政職給料表(1)における1級及び2級の給料月

額を、常勤職員の行政職給料表(1)における1級及び2級の給料月額と同額に改正するとともに、23分の19ページ以降が、行政職給料表(2)における1級の給料月額を常勤職員の行政職給料表(2)の1級の給料月額と同額に改正するよう整理をしたものでございます。

次に、資料は23分の23ページ、最終ページをご覧ください。

最後に附則となりますが、第1項では、施行期日としまして、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用することを定め、第2項では、給与の内払として、改正前の規定による支給については、改正後の規定による支給の内払とみなすことを定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、質疑なしと認めます。

ご苦労さまでした。暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日、総務常任委員会に付託されました議案につきましては、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩はいかがいたしましょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、皆さんから必要ないということですので、このまま討論、採決に移ってまいります。

これより討論に入ります。議案第69号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について討論はありますか。

初めに、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 では、討論なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 では、討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第70号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論はありますか。

初めに、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもって総務常任会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午前10時31分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 6年 2月 20日

委員長 黒沢 善行